

平成28年第1回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成28年3月18日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から議案第10号まで、議案第11号から議案第13号まで、
議案第15号及び議案第26号
(平成28年度各会計予算及び関連付託議案)
(予算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第14号 八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第16号 八雲町熊石地区防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第17号 八雲町火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第18号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 7 議案第19号から議案第25号まで 指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第27号 八雲町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 日程第 9 議案第28号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第32号 平成27年度八雲町一般会計補正予算（第14号）
- 日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 報告第 1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日程第15 発議第 1号 八雲町議会基本条例の一部を改正する条例
- 日程第16 発議第 2号 八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 発議第 3号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める
意見書
- 日程第18 発議第 4号 TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実
行を求める意見書
- 日程第19 発議第 5号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書
- 日程第20 発議第 6号 安全保障関連法廃止を求める意見書
- 日程第21 発議第 7号 2017年4月の消費税10%への増税中止を求める意見書
- 日程第22 発議第 8号 介護保険の充実を求める意見書
- 日程第23 発議第 9号 貸し切りバス事業への「規制緩和」見直しと運転手の労働条
件改善を求める意見書
- 日程第24 発議第10号 子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書
- 日程第25 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（16名）

1番 佐藤智子君	2番 横田喜世志君
3番 安藤辰行君	4番 岡島敬君
5番 三澤公雄君	6番 掛村和男君
7番 田中裕君	8番 赤井睦美君
9番 牧野仁君	10番 大久保建一君
11番 宮本雅晴君	副議長 12番 千葉隆君
13番 岡田修明君	14番 黒島竹満君
15番 斎藤實君	議長 16番 能登谷正人君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長 岩村克詔君	副町長 伊瀬司君
副町長 植杉俊克君	総務課長 城近眞君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長 萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長 情報政策室長 兼新幹線推進室長 吉田邦夫君
財務課長 兼収納対策室長 鈴木敏秋君	総合病院建設企画課参事 会計管理者 兼会計課長 中野勝弘君
住民生活課長 山田耕三君	保健福祉課長 三澤聡君
農林課長 併農業委員会事務局長 加藤貴久君	水産課長 横山隆久君
商工観光労政課長 岡島建夫君	商工観光労政課参事 藤牧直人君
公園緑地推進室長 半谷広志君	環境水道課長 馬着修一君
落部支所長 柴田幸一君	教育委員長 宮田千秋君
学校教育課長 荻本和男君	社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長 足立直人君
体育課長 浅井敏彦君	町史編さん室長
学校教育課参事 本庄伯幸君	学校給食センター所長 小栗由美子君
監査委員 千田健悦君	選挙管理委員会委員長 長坂久君
総合病院管理課長 成田耕治君	総合病院事務長 齋藤眞弘君
総合病院建設企画課長 沢野治君	総合病院医事課長 五十川厚子君
八雲消防署長 桜井功一君	消防長 大泉達雄君
八雲消防署消防課長 伊丸岡徹君	八雲消防署管理課長 大淵聡君
【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】	
地域振興課長 牧茂樹君	住民サービス課長 前小屋忠信君
産業課長 田村春夫君	熊石教育事務所長 野口義人君
海洋深層水推進室長	熊石国保病院事務長 桂川芳信君
熊石消防署長 手塚剛君	

○出席事務局職員

事務局長 鈴木明美君
併監査委員事務局長
庶務係長 吉田正樹君
併監査委員事務局監査係

併議会議務局次長 岡島広幸君
監査委員事務局次長

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は16名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に横田喜世志君と大久保建一君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（鈴木明美君） ご報告いたします。

本日の会議に予算特別委員会に付託をした平成28年度各会計予算及び関連議案の審査報告書が提出されております。

また町長より議案1件、諮問3件、報告1件が追加提出されております。また、議員発議による条例改正2件及び意見書8件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号から議案第10号まで、

議案第11号から議案第13号まで、議案第15号及び議案第26号

○議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第1号から議案第10号まで、議案第11号から議案第13号まで、議案第15号及び議案第26号の各案を一括議題といたします。本件はかねて審査を付託しておりました予算特別委員会からの報告を受けて議題とするものであります。報告書はお手元に配付のとおりであります。

予算特別委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

○3番（安藤辰行君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 安藤委員長。

○3番（安藤辰行君） 予算特別委員会における審査の経過、並びに結果についてご報告いたします。

当委員会は去る10日の本会議で付託を受けた後、当日正副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に牧野仁委員がそれぞれ選出されました。本会議で付託のありました議案第1号から議案第10号、議案第11号から第13号、議案第15号及び議案第26号の15

件、すなわち平成 28 年度各会計予算及び関連議案の審査に当たるため、14 日から町長を始め各担当職員等の出席を求めて開催いたしました。審査は各担当課長から説明を受けた後、質疑に入り、延べ 4 日間に渡り慎重に行われました。その経過については各位ご承知のとおりとありますので省略させていただきますが、長時間にわたり審査にご協力をいただきました委員各位、執行部の皆様に心より感謝を申し上げます。

審査の結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり、各案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。町理事者におかれましては厳しい財政状況の中ではありますが、審査の過程で出された各意見等を真摯に受け止め、事務の執行に当たられますよう申し上げます。なお、特に各委員から町理事者に対し、附帯意見として申し入れすべきものと合意を見た事項について補足で意見を申し上げます。平成 28 年度の予算編成もまた、昨年同様、財政健全化の観点から限られた財源の効率的配分と歳出の抑制を基調としております。特に大きな予算が割かれる総合病院については、予防接種や検診のあり方を考え直すなど、新たな収入の確保や様々な支出の抑制策など、これまでの慣習にとらわれることなく取り組み、町民に求められる病院として町長を中心に新院長をはじめとする新体制のもと頑張っていたきたい。子宮頸がんワクチンについては記憶に障害が出るなど、その副反応は様々で、積極的な推進は行わないとするも、国の方針転換に対応する予算額を確保しているという説明がされました。大切な子供たちのために総合病院の協力を得るなどしながら、しっかり調査・研究し、八雲町独自の方針を出していただき、もっと生きた予算として使うことはできないだろうか。ごみ固形燃料化事業については説明を受けただけでは費用対効果が期待できないため、可能性調査にかかる費用に疑問が生まれました。費用の圧縮に努め、本当に八雲町にとって必要な事業であるか、他に出来ることはないかを併せて検討いただきたい。事業の厳選と優先度については、町として町民が納得できる説明責任が求められるものであり、議会としても議会報告会を通じ議決した経過について、町民に説明していかなければなりません。事業の決定や事業の優先度・必要性については、町民の利便性や幸せを重んじ決定したものであることを理解していただけるよう、事務事業の執行に努めていただきたい。また、今回条例を伴わない中で、予算が提案されるというルールをそれた取り扱いがあったことは誠に遺憾であり、速やかに条例を上程することは勿論であるが、今後このようなことがないように十分慎重な事務取扱と、常に組織として緊密な連携を図ること。そして町長を筆頭に職員一丸となり、八雲町民のために精進していただくことを強く申し添えます。

以上を申し上げ、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員会報告に対する質疑は、議長を除く全議員が予算特別委員であることから、これを省略いたします。委員会の報告はいずれも原案のとおり可決すべきものであります。

これより各案を区分して討論を行います。

まず、議案第 11 号から議案第 13 号まで、議案第 15 号及び議案第 26 号の 5 件について、これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに議案第 11 号から議案第 13 号まで、議案第 15 号及び議案第 26 号の 5 件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号から議案第 13 号まで、議案第 15 号及び議案第 26 号の 5 件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号から議案第 13 号まで、議案第 15 号及び議案第 26 号の 5 件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第 1 号から議案第 10 号まで、平成 28 年度各会計予算についてこれより討論に入ります。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤君。

○1 番（佐藤智子君） 議案第 1 号平成 28 年度八雲町一般会計予算と議案第 9 号平成 28 年度八雲町病院事業会計予算に反対する討論を行います。

まず、議案第 1 号の一般会計予算については、町内会へ街灯を LED 化する、または水道料を町が持つなどは評価できると思っております。再生可能エネルギー策定ビジョンに一定の予算を充当すること等、それら前進面は認めつつ、以下 6 点について反対理由を述べます。

1 つは個人番号カード等交付事業はマイナンバー制度にかかわる予算であり、反対であります。2 つ目にごみ処理場解体とセットのごみ固形燃料 R D F 予算には疑問を感じております。需要と供給のバランスを考えた施策が他にないか考えていただきたいと思っております。3 つ目はひと・まち・仕事総合戦略において、子育て支援策が弱いことが残念であります。結婚・出産・育児の切れ目のない支援策を打ち出していきたい。4 つ目に合葬墓に関しては条例案提示のないまま予算は可決出来ないとして、凍結して条例制定後に予算執行するという方向になりました。本来であれば減額の修正案を出すのが筋だと思います。今後は各課連携してこのようなことが起こらぬよう、注意していただきたいと思っております。5 つ目、教員住宅取り壊しは教育財産から普通財産に所管替えし、売却等公募を行い、希望者がいない場合は解体という処分方法を行っていただきたいと思っております。6 つ目に、教育費における就学援助は子供の貧困が取りざたされている中、どの子も安心して教育を受けるために欠かせない施策です。P T A 会費・学級費・クラブ活動費の 3 品目を含めるべきであります。以上のことから、一般会計に反対いたします。

議案第 9 号病院事業会計は、病院が新しくなり院長先生も交代するというところで応援し

たい気持ちでいっぱいではありますが、退職する職員についての理由の分析も不十分であり、働く人たちとの関係改善が今後の病院の未来を左右すると思っております。昨年の事件で明らかになった問題点の解消が働きやすい職場環境になり、また、チーム医療体制の確立がスキルアップに繋がるものと考えます。看護部など医療スタッフまたは病院で働く全ての人々の声に耳を傾け、真摯に対応する経営体であってほしいと強く要望し、病院への多額繰入がそうした関係改善に繋がるかどうか、注視していきたいと思っております。

以上で反対討論を終わります。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井君。

○8番（赤井睦美君） 平成28年度一般会計、病院事業会計について、賛成の立場から討論いたします。ずっと以前の試算では、既に基金が枯渇していることが予想されていましたが、そこを懸命な努力により回避できたことは、何より町民の皆様にとって安心できることだと思います。また、街路灯のLED化の補助、各会館の水道料の基本料金補助など、町民にとっても大変助かる内容が盛り込まれ、大いに歓迎される場所です。しかしその一方で、子供たちの健康が損なわれかねない状況が想定されたり、将来的に利用される可能性が少ないものに多額の調査費が充てられるなど、将来に不安を残すような予算も多く見受けられ、執行での工夫を求めます。

一般会計を圧迫する総合病院においては、患者減ということで収入が減ってきていますが、4月から新体制で職員の皆様が心機一転、働きがいのある職場になることが町民にとっても安心できる病院になると思っておりますので、ぜひ、設置者である町長が先頭に立ち、改革を進めていただきたいと思っております。協働のまちづくりを实践する八雲町として、今以上に町民の声に耳を傾け、近い将来にとっても負の遺産とならないよう、十分検討した上で予算執行していただきたいということをつけ加え、賛成討論とさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 反対の立場で討論させていただきます。

先ほど予算特別委員会の報告にもありました。なおかつ、今の賛成討論の中にもあったように、将来に不安を残すような予算を見受けられたなどという表現で済まされる内容ではないと私は考えます。病院経営に対しても予算委員会の討論の中で今後の病院のあり方という、進むべき道を提示できない状態を指摘して反対討論とさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これをもって討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決いたします。

まず、議案第1号平成28年度八雲町一般会計補正予算について採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第1号について原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成28年度八雲町病院事業会計予算について採決いたします。この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第9号について原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、ただ今採決をいたしました議案第1号及び議案第9号を除く、議案第2号から議案第8号まで及び議案第10号について一括採決いたします。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議案第2号から議案第8号まで及び議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第8号まで及び議案第10号について原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第14号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第14号八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議長、総合病院管理課長。

○議長（能登谷正人君） 総合病院管理課長。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議案第14号八雲町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案書19ページでございます。この度の改正は第4条診療科目及び病床数の改正で、診療科目の標榜を変更しようとするものでございます。現在、心臓血管内科は昨年11月1日に採用となりました医師1名の常勤体制で週5日外来診療を重点に月延べ300人から350人の診療をしてございます。心臓血管内科は平成26年1月1日に狭心症や心筋梗塞など心臓血管に特化した専門性の高い診療を行うために、循環器内科から変更していましたが、

この度採用となりました医師の診療経験等を踏まえ、高血圧症など広く循環器系の疾病に対応する従前の診療に戻すものでございます。

改正の内容につきましては、第4条第1号のア、診療科目の（イ）心臓血管内科を循環器内科に改めるものでございます。

附則で、この条例の施行日を平成28年4月1日にしようとするものでございます。

以上で議案第14号の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） この診療科の名称が変わることによって、医師が複数体制になるという可能性はあるんでしょうか。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議長、総合病院管理課長。

○議長（能登谷正人君） 管理課長。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 今回標榜を変更しましたけども、病院としてはですね、今1人の診療科体制については複数化にするという考えがありますので、標榜が変わったとしてもですね、複数化については今後も対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第16号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第16号八雲町熊石地区防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 議案第16号八雲町熊石地区防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

議案書 22 ページをお開きください。今回の改正は平成 27 年度に整備し、本年 4 月より八雲地域防災行政無線の運用が開始されることに伴い、現行の条例に八雲地域の放送設備の設置および管理に関することを追加しようとするものであります。条例の名称の熊石地区を削除し、八雲町防災行政無線放送施設の設置および管理に関する条例といたします。第 1 条は、これまで設置規定としていたものを目的規定に改め、その目的を災害、その他緊急時における町民に対する正確かつ迅速な情報を伝達することで、町民の生命や財産の保全と住民福祉の向上に資することとしております。第 2 条は位置及び名称で、八雲地域の親局、遠隔制御局、無線中継局、屋内受信施設、屋外拡声子局を追加するとともに、条例中の熊石地区を熊石地域に改めるものであります。第 3 条は無線放送施設の運用規定を追加するもので、第 1 号は非常災害その他緊急時の通報及び連絡について。第 2 号は町の行政事務の連絡及び情報の伝達について。第 3 号はその他、町長が必要と認めた広報及び連絡を追加するものであります。第 4 条は屋内受信施設の設置場所等を規定するもので、八雲地域にあっては津波浸水想定区域と土砂災害危険箇所のうち、屋外拡声子局によって情報を伝達できない区域の住家、その他施設については町長が指定する施設に設置することを規定するものであります。第 4 条から第 10 条までは第 3 条の規定の追加により繰り下げたものであります。24 ページとなります。別表は八雲地域の防災行政無線屋外拡声子局の設置場所を追加し、熊石地区の文言を熊石地域に改めるものであります。

附則として、この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行するものといたします。

以上、簡単ではありますが、議案の説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

よってこれより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 5 議案第 17 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 5 議案第 17 号八雲町火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○消防本部消防課長（伊丸岡徹君） 議長、消防本部消防課長。

○議長（能登谷正人君） 消防本部消防課長。

○消防本部消防課長（伊丸岡徹君） それでは議案第 17 号八雲町火災予防条例の一部改正についてご説明申し上げます。概要説明書 2 ページをお開きください。今回の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が施行後 10 年以上経過し、当初想定していなかった設備及び器具が流通してきた現状を踏まえ、総務省消防庁では有識者による対象火気設備等技術基準検討部会を平成 26 年に開催し、平成 27 年 3 月に報告書が取りまとめられました。この当該報告書を踏まえ、対応を図るため、当該設備及び器具にかかる離隔距離、可燃物との間に設けるべき火災予防上安全な距離でございますが、これらに関する規定を整備し、既設条例別表第 3 の一部を改正しようとするものです。

今回追加された設備及び器具は 2 点あります。1 点目はガスコンロの種類で、グリドルを備えたガスグリドル付きコンロでございます。検討部会実験検証の結果、ガスグリル付きコンロと比較し、火災危険性に差が認められなかったため、ガスグリル付きコンロと同じ欄にガスグリドル付きコンロが追加されました。グリルとグリドルというのは、魚焼きの部分でございます。グリルは直火によって放射熱で調理する機器でございます。グリドルとは直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器で、通常魚を焼く網の部分がある金属製のプレートになっておりまして、そのプレートの下にコンロで上部に丸いバーナー部分があると思うんですけども、それがグリドルの下に付いているということで、それを加熱して伝導熱で調理するというガスコンロ機器でございます。2 点目は電磁誘導加熱式調理器でございます。近年、入力 5.8 キロワットである電磁誘導加熱式調理器が多く流通するようになったことを踏まえ、これを追加されたものです。離隔距離についても従前から規定されている入力 4.8 キロワット以下の電磁誘導加熱式調理器と比較し、火災危険性に差が認められなかったため、同様の離隔距離とすることとなりました。

それでは、議案書 26 ページをお開きください。火災予防条例の一部を別紙のように改正する。別紙 27 ページからでございます。28 ページ、改正後の厨房設備の下線部。29 ページ、改正後の調理用器具の下線部の欄に、グリル付きコンロの次にグリドル付きコンロが追加されました。30 ページをお開きください。改正後の表、太線で囲まれている部分が今回改正されたものであります。改正前の電気コンロ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器を改正後、電気調理用機器に統合し、入力 5.8 キロワット以下の電気誘導加熱式調理器を追加したものでございます。

備考欄にあっては、改正に合わせて整理したものでございます。附則として平成 28 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上、簡単ですが八雲町火災予防条例の一部改正の説明といたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 6 議案第 18 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 6 議案第 18 号財産の無償貸付についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 議案第 18 号財産の無償貸付についてを説明させていただきます。議案書 32 ページをお開き願います。

本件は、平成 26 年 3 月をもって閉校した旧黒岩小学校の用地及び施設を無償で貸し付けすることについて、地方自治法第 96 条第 1 号第 6 号の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。1、無償貸付する財産は、土地が八雲町黒岩 212 番地 1 の学校用地 1 万 4,567 平方メートル。建物は校舎鉄骨造 2 階建て 1,993.62 平方メートル、屋内運動場鉄骨造平屋建て 571 平方メートル、教員住宅ブロックづくり平屋建て 79.33 平方メートル、付属物置木造平屋建て 52.05 平方メートルであります。2、無償貸付する相手方は、札幌市東区北 36 条東 9 丁目 1 番地 1、社会福祉法人麦の子会理事長田村元であります。3、無償貸付する理由は、遊休施設となっている旧黒岩小学校の有効活用を図るとともに、当該法人の活動を通じて八雲町の児童福祉の向上にも期待が出来るためであります。4、無償貸付する期間は平成 28 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までの 5 年間としております。

以上、簡単な説明であります。財産の無償貸付についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 懸案の黒岩小学校が有効活用されるということで歓迎いたしますけれども。この貸付によってですね副次的なメリットっていいですか、余りこういうこと

を考えるのも良くないのかもしれませんが、町内に買い物に来ていただけるとか、町内の物産を購入していただけたらとか。あるいは今年すぐということはないと思いますけれども、追々町民との交流ですとか、町内の児童生徒との交流とか、そういうことも想定されているのでしょうか。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） ただいまの質問でございますが、副次的な部分になりますが、例えば平常の平時の管理を地元町内の方をお願いして、一定程度謝礼を払っていききたいということもございますし、施設の管理の中でメンテナンス等は八雲町内の業者さんを使いたい。あるいは生活用品、備品等を含めて町内の業者を活用したいと。あるいは内部改修においても必要に応じて町内の企業を使いたい等々ですね。今佐藤議員おっしゃったとおり、八雲の業者を活用していきたいということが利用計画案でも示されておりますので、そういった副次的な効果は期待できるものと思っております。

あとですね、今当面というか、当初札幌で施設を利用している子どもたちを八雲の環境に恵まれたところで活動させたいということではありますが、今後ですね、八雲町内の子供あるいは成人も含めた方々との活動の場としても提供していきたいということが利用計画で示されておりますので、八雲町の子供たちとの交流にも期待ができるものというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 7 議案第 19 号から議案第 25 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 7 議案第 19 号から議案第 25 号指定管理者の指定について、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 議案第 19 号から議案第 25 号までの指定管理者の指定について

てを、一括して説明させていただきます。

議案 33 ページから 41 ページまででございます。7 件の議案は地方自治法第 244 条の 2、第 6 項の規定に基づき町有施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めようとするものでありますが、熊石地域会館を除く施設はいずれもこれまで指定管理者として管理委託をお願いしており、本年 3 月で期間満了となりますことから、引き続き指定管理者として指定しようとするものであり、熊石地域会館の 10 施設については、新たに指定管理者を指定しようとするものであります。指定する期間は八雲・熊石両地域会館、八雲デイサービスセンター、勤労者センター、入沢農業体験ハウス、熊石農産物等直売所につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間。熊石デイサービスセンターは特別養護老人ホーム熊石荘の建替えに伴い、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 1 年間。飲用水給水施設は 2 年後に町管理とするため、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 2 年間となっております。

議案第 19 号は、八雲町地域会館等条例により定められている各施設について、34 ページから 35 ページの別紙のとおり、各町内会や運営委員会等、また熊石地域では今回新たに街路灯他管理組合に管理者として指定しようとするものであります。

36 ページの議案第 20 号の八雲デイサービスセンターは、社会福祉法人八雲町社会福祉協議会に。

37 ページの議案第 21 号の八雲町熊石デイサービスセンターは、社会福祉法人熊石敬愛会に。38 ページの議案第 22 号の八雲町勤労者センターは、連合北海道八雲地区連合会に。39 ページの議案第 23 号の八雲町入沢農業体験ハウスは、入沢育苗ハウス利用組合に。40 ページの議案第 24 号の八雲町熊石農産物等直売所は、熊石果菜栽培振興会に。41 ページの議案第 25 号の八雲町飲用水給水施設は、花浦二区給水施設管理組合にそれぞれ指定管理者として指定いたしたく、議決をいただこうとするものでございます。

以上、議案第 19 号から議案第 25 号までの説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 27 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8 議案第 27 号八雲町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○企画振興課長（萬谷俊美君） 議長、企画振興課長。

○議長（能登谷正人君） 企画振興課長。

○企画振興課長（萬谷俊美君） それでは議案第 27 号八雲町過疎地域自立促進市町村計画の策定について提案説明を申し上げます。議案書 44 ページになります。本件は平成 24 年 6 月 27 日施行となりました過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律によって、過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法の失効期限が平成 28 年 3 月 31 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間延長されたことから、同法第 6 条第 1 項に基づく過疎自立促進市町村計画を定めるため、同法第 6 条第 4 項に基づき、あらかじめ北海道知事と協議し、平成 28 年 2 月 19 日同意を得ましたので、議会の議決を得ようとするものでございます。

最初に過疎地域の指定要件についてご説明申し上げます。平成 26 年の法改正による追加要件で見ますと、昭和 40 年の国勢調査人口と平成 22 年の国勢調査人口による減少率が 33% 以上である要件に対し、当町の場合は 40.3%。財政力に係る要件としましては、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 カ年の財政力指数の平均が 0.49 以下である要件に対して、当町は 0.26 となっており、八雲町は平成 17 年 10 月の合併時より過疎地域として指定されてございます。

それでは過疎計画の概要についてご説明申し上げます。別冊、八雲町過疎地域自立促進市町村計画をご覧ください。内容につきましては、新八雲町総合計画をベースに過疎対策における現状と問題点、その対策を整理するとともに、現時点での事業計画を定めてございます。1 ページから 17 ページまでは過疎地域の自立促進に関する基本的な事項といたしまして、八雲町の自然や歴史、社会的諸条件の概要、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況の他、地域の自立促進の基本方針、計画期間の 5 項目について記載してございます。計画期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 カ年としてございます。17 ページからは産業の振興に始まり、最後 42 ページその他、地域の自立促進に関し必要な事項までの 9 分野について、それぞれ現状と問題点、その対策として事業計画を定めてございます。なお、事業計画であります、産業の振興の事項でご説明申し上げますと、22 ページをちょっとご覧いただきたいんですけども。(3) 事業計画として平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 カ年に予定される具体の事業内容を掲載してございます。この事業内容の年次計画及び財源内訳につきましては、もう 1 冊の別冊であります参考資料をご覧くださいと思います。参考資料 1 ページから 8 ページまで、分野ごとに事業名・事業内容・事業主体・見込みの全体概算事業費、そして施行予定の年度区分ごとに概算事業費を掲載してございます。さらに 9 ページの次からは年度別事業計画としまして、平成 28 年度の見込みの概算事業費と財源内訳を掲載してございます。これら事業計画につきましては

昨年 11 月時点において、新八雲町総合計画実施計画を基に特に過疎対策として想定される事業を調整・作成したもので掲載してございます。28 年度事業につきましては、この度審議いただきました新年度予算とは必ずしも一致しておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。過疎計画の執行に当たりましては、財政状況は勿論、その時々々の経済・社会情勢、そして国や道の施策等を見極めながら、また議会の皆様と相談をさせていただきながら、検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、議案第 27 号八雲町過疎地域自立促進市町村計画の策定についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 9 議案第 28 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 9 議案第 28 号町道路線の認定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長補佐（近藤 稔君） 議長、建設課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（近藤 稔君） 議案第 28 号町道路線の認定についてご説明いたします。議案書 45 ページをご覧ください。

本件は、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。概要説明書の 6 ページの平面図をご覧ください。この度の認定対象路線は、出雲町の旧税務署跡地に設置された道路 2 路線でございます。旧税務署跡地につきましては、町内の民間業者が買い取り、住宅分譲による敷地内道路は建築基準法の道路の位置の指定を受け、道路構造など町道認定基準に基づき自費工事で整備され、これを公衆用道路として町が施設の譲渡と敷地の寄附を受けたことに伴い、町道として認定するものでございます。

1 つ目の路線は路線番号 31441、路線名は出雲 13 号線、起終点は記載のとおりです。重要な経過地は出雲三杉 1 号線、道路延長 54.15 メートル、道路幅員は 6 メートルでございます。

ます。2つ目の路線は路線番号 31442、路線名は出雲 14 号線、起終点は記載のとおりです。重要な経過地は末広通線、道路延長 61.19 メートル、道路幅員は 6 メートルでございます。

以上、議案第 28 号町道路線の認定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 10 議案第 32 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 10 議案第 32 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 14 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議案第 32 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 14 号）について説明いたします。

別冊の議案書になります。この度の補正は歳入歳出予算、繰越明許費、債務負担行為の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 2,230 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 142 億 30 万 5,000 円にしようとするものであり、八雲町地方創生総合戦略事業 2 事業、他に歳入歳出予算には関わらない債務負担行為の限度額の設定変更 1 件の補正であります。八雲町地方創生総合戦略事業につきましては、基本的に先に議決いただきました平成 28 年度当初予算において事業を実施しようとしたものでありますが、国は 1 億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、平成 28 年 1 月 20 日決定した平成 27 年度一般会計第 1 号補正において、地方創生総合戦略事業に対し補助率 10 分の 10 の地方創生加速化交付金 1,000 億円を用意したことから、八雲町としてもこの交付金の活用を追及すべく 2 事業を申請し、このほど決定したことから国の予算設定に準拠し、平成 27 年度の繰越明許費として予算配置、追加補正しようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書 6 ページ下段でありま

す。2款総務費、1項総務管理費、2目企画調査費 600 万円の追加は、道の市町村連携地域モデル推進事業に基づく長万部町、今金町、せたな町、八雲町による北渡島檜山4町地域連携推進協議会としての、平成27年度から引き続くソフト観光連携事業の実施を図ろうとするもので、4町均等での負担金の計上であります。5款、1項労働費、4目雇用創出事業費 1,630 万円の追加は産業人材確保育成事業であり、本事業は八雲町の各産業に共通する就業者の高齢化、後継者不足による労働力低下、生産性の低下に対し、産業界総体として課題解決に向け検討、事業実施の組織体を構築しようとする事業で、実証実験を通じ組織の自立化を目指すものであります。具体的には事業実施主体を八雲町産業連携促進協議会とし、初年度として実証項目の抽出、実験スキームの決定等フレームの構築、実証実験の準備として人材の確保・拠点整備を行います。13節委託料に、拠点づくりや人材確保・育成に関わり専門家から指導を願う産業人材確保育成事業総括管理業務委託料 336 万円。19節負担金補助及び交付金に、空き店舗を活用した拠点づくりのための空き店舗活用による賑わい創出事業 846 万円。自立手法の1つとして商品化となっていない地元農産物等の小物物流対策事業 128 万円。また、都市部からの人材確保などPRとして、産業人材確保育成PR事業 320 万円の補助金を計上するものであります。

以上、補正する歳出の合計は2,230万円の追加であります。

続いて歳入であります。同じく6ページ上段となります。10款、1項、1目地方交付税140万円の追加は、歳出に対応した次第であります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金 600 万円の追加は、北渡島檜山4町地域連携推進事業にかかわる交付金で、歳出と同額の計上であります。10目労働費国庫補助金 1,490 万円の追加は、産業人材確保育成事業にかかわる交付金で、国の地方創生加速化交付金は補助率10分の10であるものの、事業費の一部について一般財源による対応となる可能性があることから、その相当額を控除した計上であります。以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の2,230万円の追加であります。

次に、繰越明許費の補正であります。議案書3ページ上段となります。第2表繰越明許費の追加は、2款総務費、1項総務管理費、北渡島檜山4町地域連携推進事業 600 万円。5款、1項労働費、産業人材確保育成事業 1,630 万円であり、追加した予算をすべて翌年度に繰り越し、事業を実施しようとするものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。同じく3ページ下段であります。第3表債務負担行為の補正は、漁業者が借入する漁業近代化資金に対する利子補給金の限度額の変更で、本資金は国の制度資金であり、国は平成28年2月19日以降貸付実行する当該資金の金利を0.5%から0.4%に改定したことから、債務負担行為の限度額の規定である利率を0.5%から0.5%以内へ変更し、同日以降借入実行した資金にかかわる利子補給金を0.4%相当としようとするものであります。

以上で議案第32号平成27年度八雲町一般会計補正予算(第14号)の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時16分

○議長(能登谷正人君) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第11 諮問第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第11 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は現人権擁護委員である西田昭氏の任期が平成28年3月31日をもって満了となることから、後任者の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものであります。西田委員におかれましては平成16年から12年もの長きにわたり人権擁護委員としてご活躍をいただいておりますが、今任期をもって退任をされることから、新たな後任者を推薦しようとするものであり、後任として推薦する方は議案書記載のとおり、八雲町黒岩にお住まいの下里晃氏で、昭和29年11月21日生まれの61歳であります。同氏は昭和48年3月北海道立八雲高等学校を卒業後、本田技研工業株式会社での勤務を経て、昭和49年から平成22年までの36年間新函館農業協同組合で勤務され、現在は自営業であります酪農業を営んでおります。同氏は人格円満にして人望厚く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としての使命を十分発揮される方であると期待をしております。したがって、同氏を人権擁護委員の適任者として推薦をいたしました。

く存じますので、議員各位のご同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本件については質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり適任と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、下里晃さんを人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第 12 諮問第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は現人権擁護委員である長水憲一氏の任期が平成 28 年 6 月 30 日をもって満了となることから、後任者の推薦について人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものであります。長水委員におかれましては、平成 3 年から 25 年もの長きにわたり人権擁護委員としてご活躍をいただいておりますが、今任期をもって退任されることから、新たな後任者を推薦しようとするものであり、後任として推薦する方は議案書記載のとおり、八雲町熊石鳴神町にお住まいの玉館正幸氏で、昭和 24 年 11 月 18 日生まれの 66 歳であります。同氏は昭和 43 年 3 月北海道立函館工業高等学校を卒業後、北海道電力株式会社での勤務を経て、昭和 45 年に熊石町役場に奉職、その後平成 17 年の合併を経て、平成 22 年の退職まで八雲町役場で勤務をされ、現在は保護司として活躍をされております。同氏は人格円満にして人望厚く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としての使命を十分発揮される方であると期待をしております。したがって、同氏を人権擁護委員の適任者として推薦いたしたく存じますので、議員各位のご同意をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしく願いをいたします。

○議長（能登谷正人君） お諮りいたします。本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり適任と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、玉館正幸さんを人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第13 諮問第3号

○議長(能登谷正人君) 日程第13 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○町長(岩村克詔君) 議長、町長。

○議長(能登谷正人君) 町長。

○町長(岩村克詔君) 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は現人権擁護委員である長澤知子氏の任期が平成28年6月30日をもって満了となることから、後任者の推薦について人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものであります。長澤委員におかれましては平成19年から9年もの長きにわたり人権擁護委員としてご活躍をいただいておりますが、今任期をもって退任をされることから、新たに後任者を推薦しようとするものであり、後任として推薦する方は議案書記載のとおり、八雲町落部にお住まいの川村裕子氏で、昭和30年5月25日生まれの60歳であります。同氏は昭和49年3月北海道立八雲高等学校を卒業後、服部酒造株式会社での勤務を経て、現在は自営業であります漁業を営みながら落部小学校評議員としてもご活躍をいただいております。同氏は人格円満にして人望厚く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としての使命を十分発揮される方であると期待をしております。したがって、同氏を人権擁護委員の適任者として推薦をいたしたく存じますので、議員各位のご同意をお願い申し上げます。よろしくお祈りをいたします。

○議長(能登谷正人君) お諮りいたします。本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり適任と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、川村裕子さんを人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎ 日程第14 報告第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 報告第 1 号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償の額の決定についての報告であります。

提出者の説明を求めます。

○建設課長補佐（近藤 稔君） 議長、建設課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（近藤 稔君） 報告第 1 号専決処分の報告についてご説明いたします。追加議案書 1 ページをご覧ください。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたのでご報告いたします。2 ページをご覧ください。本件は損害賠償額の決定についての専決処分の内容でございますが、平成 28 年 2 月 8 日、八雲町三杉町の町道末広三杉幹線と町道出雲三杉 2 号線の交差点において、町の除雪車が一時停止し直進した際に、左方向から直進してきた相手方の車両と接触し相手方のバンパーに損害を与えたものであります。このことをもって被害者と協議の結果、平成 28 年 2 月 25 日示談が成立し、民法第 715 条の第 1 項の規定により、その損害を賠償するために 3 月 3 日付で次のとおり損害賠償額を決定したものでございます。相手方車両の修理に要した額は 9 万 4,738 円でございますが、町の除雪車側に一時停止の規制があり、相手側は無かったため過失割合を 9 対 1 とし、1 の損害賠償の額は、修理に要した額の 10 分の 9 の額である 8 万 5,264 円でございます。2 の損害賠償の相手方は、八雲町三杉町 25 番地 103 志村治郎でございます。

職員には日頃から交通安全の励行を促しております。特に冬期間の車両の運転や除雪の作業については、一層の注意をもって作業にあたるように安全確認を徹底するよう指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告第 1 号専決処分の報告についての説明を終わります。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。質疑ございませんか。

○10 番（大久保建一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○10 番（大久保建一君） この事故は除雪作業中のものなのか、それともただ走っていた時のものなのかということと、あともし除雪作業中であれば、交通誘導員がいたのかどうか、お願いいたします。

○建設課長補佐（近藤 稔君） 議長、建設課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（近藤 稔君） この件は除雪作業中のものでございます。それでタイヤショベルでありまして、これは 1 名の乗車しか出来ないものでありますので、助手は乗っておりませんでした。以上でございます。

○10 番（大久保建一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○10 番（大久保建一君） 聞きたいのは助手ではなくて、交通誘導員。周りに棒を振って

いる、止めたり何だりする人がいたかどうかということを知りたいです。

○建設課長補佐（近藤 稔君） 議長、建設課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（近藤 稔君） その件につきましては、今回はですね誘導員はいなかったということです。通常は排雪作業等を行う場合はですね、その排雪する場所に誘導員をおきますけども、この通常の決められたコースで町の路線を走っておりますので、誘導員をつけておりませんでした。

○10番（大久保建一君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 大久保君。

○10番（大久保建一君） 分かりました。この事故、じゃあ一時停止の確認不足っていうことでよろしいでしょうか。それと、この事故に対する今後の対策というのをお考えであれば教えてください。

○建設課長補佐（近藤 稔君） 議長、建設課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（近藤 稔君） この事故は、日頃職員にはくれぐれも事故のないようにということで指導しておるわけですが、早朝ということもありまして路面状況等もございまして。それで双方ともにですね、確認が不足であったということであろうと思います。これで、たまたま町の側に一時停止の標識があったものですから、そういう割合がついたということもございまして。それで今後につきましては、課内運転手も含めましてですね、どのようなより一層の安全が図れるかというようなことを話し合っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） いや、大久保議員とのやりとり興味深く聞いていましたけども。この文章からいきますと、交差点において除雪車が左方から来た相手方とぶつかってしまったというのは、除雪作業中っていうことが今の質疑で分かったんですが。除雪作業って使命感に燃えてやっていますんで、ひょっとしたら自分が優先だという勘違いというか、確か交通ルール上は左方から来る車が優先だと思うのでね、そこのところのもし意識の違いとかがあった場合、非常に再発の可能性が、この方だけでなくて部署の中にもひょっとしたら作業してるから優先だという、その辺がちょっと。この文章では作業中だと思わなかったんですけども、今質疑で除雪作業中っていうことになったんで、意識の持ち方ですね。確かに除雪作業中は除雪作業を妨げないように運転しろということで、一般車両に注意を促す部分はあると思うんですけども。交差点において左方から来た車にとぶつかってしまったという意味では、やはり安全配慮が先に出なかったのかなという思いがあるんですけども。

○建設課長補佐（近藤 稔君） 議長、建設課長補佐。

○議長（能登谷正人君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（近藤 稔君） ただ今の三澤議員のご指摘することはよく分かりました。それです、決してですね、除雪しているその車が大きくて車高も高いからというようなことで他の車より優先するというような、そういう気持ちは一切持っておりません。で、今回の事故でございますけども、本当に一時停止して、少し前に出たということでございますが、どうしてもタイヤショベルでございますので、運転席よりバケットが先に出ています。それでそこが出たという状態でした。それで左の方から相手の方が来られたんですけども、よく確認しておられなかったもので、本当にあともう 10センチくらいでもあればですね、触らなかったという事故なんです。バンパーもへこみはなくて、本当に 15センチ程度の傷がシュッと入っただけなんですけれども、ご存知のとおりですね、今はバンパーをたたくというようなことは出来ませんので、全て交換という形になってしまったものですから。そういうことですね、こういうことになってしまいました。それで運転手ともよく聞いたんですけども、本人も気をつけておったんですけども、こういうことになってしまったということなものですから。我々もですね、日頃十分注意するように言っておりますので、今後もですね、十分そういう気持ちを持ってですね、声かけ等もやっておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって、本件については報告済みといたします。

◎ 日程第 15 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15 発議第 1 号八雲町議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 発議第 1 号八雲町議会基本条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し提案説明をさせていただきたいと思っております。この度の改正は、議会の政策立案機能等の強化のためには議会事務局の機能強化及び組織体制の整備が重要であることから、職員の任免に関してはあらかじめ町長と協議するよう、既設条例の一部を改正しようとするものでございます。改正の内容は第 10 条議会事務局の体制整備に関することで、第 1 項は議長の責務として議会の政策立案機能強化、議会活動の円滑化のため、専門的知識、経験を有する職員の配置及び育成を行うことを定めるための改正で、第 2 項として事務局長及びその他職員の任免に関し、議長が町長と協議することを新たに規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきたいと思います。議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 16 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 16 発議第 2 号八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 発議第 2 号八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し提案説明をいたします。この度の改正は昨年 9 月 9 日付けで 1 会派が消滅し、これに伴って現在 5 人で議会運営委員会を構成しておりますが、新たな会派の動きも見受けられないことから、八雲町議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。改正の内容は第 5 条議会運営委員会の設置に関することで、第 2 項に規定している議会運営委員会の委員の定数を 6 人から 5 人に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、提案説明といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 17 発議第 3 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 17 発議第 3 号軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番(宮本雅晴君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 宮本君。

○11 番(宮本雅晴君) 発議第 3 号軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

政府においては平成 29 年 4 月、消費税 10%への引き上げと同時に軽減税率制度の導入を決定し、既に国会において関係法律案の審議が開始されているところである。記 1、中小・小規模事業者等に対して複数税率に対するレジの導入支援を行うとされているが、必要な財源を確保の上、補助を希望する全ての事業者に対し実施すること。2、電子的受発注システムを導入している事業者のシステム改修等についても適切な補助を行うことにも、費用が高額となる場合は低利融資など必要な支援を行うこと。3、地域の中小企業団体等の協力を得て、中小・小規模事業者等の理解を深めるため、講習会の開催や相談窓口の設置など、積極的な取り組みを行うこと。この場合、巡回指導や専門家の派遣などアウトリーチによるサポート体制を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「議長」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の発言を許します。

○1 番(佐藤智子君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 佐藤さん。

○1 番(佐藤智子君) 軽減税率の円滑な導入に向け、事業者支援の強化などを求める意見書案について反対をいたします。消費税が平成 29 年 4 月引き上げとなっておりますけれ

ども、今、現政権も世界情勢を鑑み消費税を導入するかどうか考えあぐねている様子もうかがえます。そもそも消費税 10%の引き上げには反対であり、軽減税率は消費税 8%に据え置くだけのものでありますので、この意見書案には反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 18 発議 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18 発議第 4 号 T P P の影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○12 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 発議第 4 号 T P P の影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書について、提出者を代表し提案説明をいたします。

環太平洋パートナーシップ協定は昨年 10 月 5 日に大筋合意し、本年 2 月 4 日に署名式が行われた。T P P はアジア太平洋地域に巨大な経済圏を創造し、幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築することにより、我が国の輸出が拡大し、経済再生に資するものと期待されている。一方で、我が国の農林水産業については関税が即時撤退となるものや、時間をかけて関税削減、輸入枠拡大となるものがあり、地域への長期にわたる影響が懸念されるために意見書を提出するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書案について反対をいたします。環太平洋パートナーシップTPP協定はこれに加入すること自体が日本の農業を壊滅に導くものと思っております。また農業だけでなく薬価の問題、また海外の企業から日本の企業が訴えられる等、様々な悪影響を及ぼすこの協定に入ること自体反対ですので、この意見書案には賛成できません。

以上で反対討論を終わります。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第19 発議第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第19 発議第5号児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11番（宮本雅晴君） 発議第5号児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京大田区で3歳男児の死亡事故など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いている。記1、児童虐待の発生を予防し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を実現するため、子育て世代包括支援センターを法定化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育ての家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家族への養育支援訪問事業や、ホームスタート（家庭訪問型子育て支援）事業を全ての自治体で実施できるようにすること。2、児童相談所全国共通ダイヤル「189」のさらなる周知を図るとともに、児童相談所に繋がるまでに数分かかる事態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも努めること。3、児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門制を抜本的に強化すること。特に児童福祉士、児童心理士、保健師等を初め、職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等からも弁護士を活用等を積極的に図ること。4、学校や医療関係、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密

な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず情報共有を図ること。また、一時的保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。5、一次保護所における環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子供たちが安心して養育される環境を整えること。6、被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対して、きめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましてはご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第20 発議第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第20 発議第6号安全保障関連法廃止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 発議第6号安全保障関連法廃止を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

安倍政権は、昨年9月19日に憲法違反の安全保障関連法を成立させました。安全保障関連法の国会審議を通じて、後方支援活動等は武力行使と一体化する憲法違反だとの指摘が相次ぎました。憲法9条のもとでは集団的自衛権の行使はできないという戦後60年余りにわたる政府の憲法解釈を一内閣の勝手な判断で覆すことは立憲主義の破壊であります。安全保障関連法の成立によって、日本が殺し殺される国になる危険が切迫しています。安全保障関連法は自国を守ることよりも海外の人々の命を危険にさらし、日本がテロの標的になる危険をも高めるものであります。八雲は自衛隊のある町だからこそ隊員の安全を願い、

戦争によって誰もが犠牲者にならず、犠牲者も出さない日本を今後も維持することを強く望みます。よって、政府には安全保障関連法を施行することなく、廃止することを求めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願い致します。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 2 1 発議第 7 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 発議第 7 号 2017 年 4 月の消費税 10%への増税中止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2 番（横田喜世志君） 発議第 7 号 2017 年 4 月の消費税 10%への増税中止を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

国民生活基礎調査によると、生活が苦しいとの回答は 63.4%に達しています。にもかかわらず、来年 4 月からは消費税が 10%になることが決められています。消費税はどんな貧困層にも容赦なく家計と個人消費に深刻な打撃を与えます。軽減税率は食品など、税率を 8%に据え置くだけで 10%の増税で総額 4.5 兆円、1 世帯当たり 6 万 2,000 円もの大增税になります。所得が低いほど重くのしかかる逆進性がさらに強まることは政府自身が認めています。10%への増税が景気の悪化の引き金を引き、貧困と格差に追い打ちをかけることは明瞭であります。社会保障のための消費税と言いながら社会保障費を削り、中小企業には赤字でも累進課税を掛けると言い、大企業だけは法人税を削るとするのは、どう考えても道理がありません。

よって、来年4月の消費税10%増税を中止することを強く求めるものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時01分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第22 発議第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第22 発議第8号介護保険の充実を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 発議第8号介護保険の充実を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

政府は、要支援1、2と認定されている人の訪問介護やデイサービスを2017年4月から市町村の実施する新総合事業に移行の方針です。北海道の調べでは道内保険者156団体のうち新総合事業実施済が6、平成27年度中に実施予定が36、28年度実施予定が13、29年度が104という状況であります。介護の現場は深刻な人手不足で、厚生労働省自身2025年度に37.7万人が不足すると推計しています。全産業平均より約10万円低い介護職員の平

均賃金、厳しい勤務状況から専門学校への入学希望者が減少、学校の閉鎖も相次いでおり、処遇改善が緊急に求められています。

以上のことから、介護保険サービスの充実を国に強く求めます。記1、誰もが安心して介護サービスが受けられるように、国の責任で介護従事者の確保・処遇改善を行い、必要な財政措置を講じること。2、調理や買い物など軽度者向けの生活援助サービスを、これまでどおり介護保険の給付対象とすること。3、介護者を支援する体制を抜本的に拡充すること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第23 発議第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第23 発議第9号貸し切りバス事業への規制緩和見直しと運転手の労働条件改善を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2番（横田喜世志君） 発議第9号貸し切りバス事業への規制緩和見直しと運転者の労働条件改善を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

先ほどテレビを賑わせた長野県軽井沢町のスキーツアーバス事故は、ひとたび事故を起こせば、これほど悲惨な事態に直結することを改めて見せつけられました。悲惨な事故を繰り返さず、国内外の旅行者の安全を確保するために規制緩和を見直し、問題ある業者を参入させない、運転者の労働条件を改善することなど、抜本的な対策を国に強く求めるものです。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 24 発議第 10 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 24 発議第 10 号子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 10 号子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

日本の子供の貧困率は 16.3%と 6 人に 1 人の割合で OECD 諸国の平均を上回り、依然として深刻です。道内ひとり親家庭の子どもの総数も 15 年前の 2000 年と比較して約 14% 増の 8 万 7,533 人となっています。増加するひとり親家庭への支援は子どもの貧困を解決するために重要です。生まれ育った環境で将来を左右されてはならないとの理念のもとに、子供の貧困対策法が制定されました。

よって、国には子どもの貧困解決に向けて、以下の対策の強化を求めるものです。記 1、生活扶助基準引き下げを就学援助に影響させない財政支援の強化。2、公営住宅法施行令改正にならい、保育料、幼稚園授業料、学童クラブ育成料など所得基準のある給付やサービス全体について、寡婦控除が適用されるように所得税法を改正すること。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所掌事務のうち会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行う旨の申出書が提出されております。申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 町長挨拶

○議長（能登谷正人君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 平成 28 年第 1 回定例議会を閉会するにあたり、議員の皆様一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。本定例会は 3 月 10 日を初日として、本日まで 9 日間の会期を要するものとなりましたが、議員皆様には終始熱心なご議論と慎重なご審議をいただき、敬意と感謝を申し上げます。

その中で条例があつて予算という、職員としての基本の基本がなされていなく、半日も予算特別委員会審議を中断させてしまい、大変ご迷惑をおかけし、心からお詫びを申し上げます。このことは課内の連携の欠如であり、改めて職員に対する指導を徹底してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、瀧澤教育長が体調不良により本定例会を欠席しており、ご迷惑をおかけしましたことについても、重ねてお詫びを申し上げます。

本定例会は 28 年度一般会計を初めとする各会計予算、27 年度各会計補正予算や関連議案

が加わり、提出いたしました議案等の件数は36件を数え、一般会計、特別会計及び企業会計を含め予算総額271億5,200万円余りの新年度各会計予算を含むものであります。特に28年度予算はCO2削減、電気料金削減にも繋がるLED街路灯の設置を、ふるさと応援寄付金を充てて促進をさせていただくことといたしました。次年度以降は公共施設にも設置をしていきたいと考えております。

道民の長年の悲願でありました北海道新幹線新函館北斗駅があと8日で開業となります。また、噴火湾パノラマパーク開園10周年を迎えることとなり、こうした好機を活かし観光客誘致と地域物産の販売増を目的とした記念行事を開催してまいります。全国的な人口減少が加速され、地方は生き残りをかける時代が来ることから、北渡島檜山北部4町による地域連携をし、それぞれの特徴を活かしながら手を取り合って圏域の活性化に繋げようと、北海道の市町村連携地域モデル事業として調印をさせていただき、事業展開をすることとなりました。その中心的役割を八雲町が担っていきたいと思っております。現在、先行して鉛川地区で地熱開発事業が具体化に向け動き出しておりますが、八雲町としての再生可能エネルギー導入促進に向けた基本的な考え方と方向性をまとめるため、八雲町再生可能エネルギー導入ビジョンを策定することといたします。檜山漁業対策として、檜山地域サケ増殖事業を檜山管内各町が連携をし、支援を行うこととなりましたので、熊石地域の漁業が良い方向に進むことを願っているところであります。八雲町のまちづくりの基本となる新しい八雲町総合計画を28年、29年度の2カ年で策定することとし、並行して新幹線札幌延伸に向け新駅を核とした整備計画の策定にも取りかかることとしております。限られた人員の中で通常業務以外の重要案件にも職員一丸となって取り組んでまいる所存であります。

この間、一般質問や議案審議等でいただきました議員皆様からのご提言やご指導につきましては、真摯に受けとめ今後の町政執行に活かしてまいりますので、変わらぬご協力をいただきたいと存じます。

予算特別委員会の正副委員長の責務を勤めていただきました安藤議員さん、牧野議員さんには、そのご尽力とご配慮に心から御礼申し上げます。議決をいただきました各会計の新年度予算は、この1年間の行政を具現化するものであります。年度途中において対応しなければならないものも出てくると予想されております。その際には追加補正の形で予算措置をお願いすることがありますので、ご理解を賜りたいと存じます。特に懸案でありました八雲総合病院中央棟の改築も終わり、昨年12月1日より新棟で診療が始まっていますが、今後内部改良工事、旧本館棟の解体、外溝工事が進められ、28年度中のグランドオープンを予定しており、町民が安心して生活していくための基本である施設として、三田新院長を迎え、4月1日より新たなスタートとなります。今後とも経営が改善され、安定していくことが最重要課題でありますので、新病院長と共に努力をさせていただきます。

ともあれ、平成28年度以降も議員皆様、町民皆様のご理解とご支援をいただき、眼下の課題を克服していかなければなりません。向こう1年、職員共々さらなる努力を傾注してまいる所存でございます。どうぞ、議員皆様には引き続き町民の幸せと町発展のため、ご

支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、誠に簡単ではありますが、お礼の挨拶といたします。ありがとうございます。

◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、私からも一言ご挨拶を申し上げます。平成 28 年第 1 回定例会閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年は猛吹雪の中での第 1 回定例会の幕開けが 1 年間の波乱を物語っていたように思い起こされますが、今年は非常に穏やかな初日を迎えましたので、是非何事もなく明るい 28 年度となってくれることを祈るばかりであります。5 年目を迎えた東日本大震災も連日放送されている被災地の様子を見ると、復興とはまだまだ言えない状況にあると思います。我々も忘れることなく応援を続けてまいりたいと思います。

さて、本定例会は去る 3 月 10 日から本日まで 9 日間にわたり 10 人の議員による一般質問が活発に行われ、平成 28 年度予算案をはじめとする諸議案の審議をいただきましたが、本日ここに全ての議事が終了いたしました。本日ここに無事、閉会の運びとなりましたのは、予算特別委員会正副委員長及び議員各位並びに町理事者と関係職員皆様の終始真剣なご審議によるものであり、議長として衷心よりお礼を申し上げます。町長をはじめ理事者各位におかれましては、本定例会において成立を見ました各議案の執行に当たり、適切なる運営をもって進められ、町政発展と町民の幸せのため、一層のご努力をされますよう、お願を申し上げます。また、本会議及び予算委員会において、議員各位から述べられました意見、提言等を十分尊重し、今後の行政運営に十分反映されますよう強く求めるものであります。我々議員も開かれた議会、分かり易い議会実現のため議会報告会や一般会議を開催し、常に町民目線で町政を見つめ、今後とも邁進していく所存でございます。

終わりになりますが、今年度で退職を迎えられる職員の皆様におかれましては、長年にわたり八雲町の発展のためにご尽力されました多大なるご功績に、改めて敬意を表する次第であります。

議員各位におかれましては 5 月に 3 回目の議会報告会が計画されており、準備会を中心に取り進められておいでのようですが、健康に十分注意され、町民の福祉向上のため一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会にあたっての挨拶といたします。大変ご苦勞様でした。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） 本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

よって平成 28 年第 1 回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 1 時 23 分]